

●新嘉手納基地爆音訴訟団、最高裁へ上告

さる2月27日に、米軍嘉手納基地周辺の住民5,540人が日本政府を相手に、「米軍機の夜間と早朝の飛行差止めや、将来、過去分の損害賠償」を求めた新嘉手納基地爆音訴訟の控訴審判決が福岡高裁那覇支部で言い渡されました。

判決は「損害賠償についてはW値（うるささ指数）75以上の地域に賠償の支払いは命じたものの、将来の被害に対する損害賠償は否定。住民の悲願でもある夜間と早朝の飛行差し止めは却下。住民の難聴などの健康被害と騒音の法的因果関係は認められない。さらに、国に米軍機の運航を制限する権限はなく、飛行差し止め請求は主張自体が失当であるとして棄却。また、米国政府への差し止め請求については支配が及ばないので却下する」という内容です。周辺住民の願いを踏みにじる不当な判決です。

この不当な判決に対し、3月11日に原告の代表466名が国に対して、20名が米国に対して、夜間と早朝の飛行差し止め等を求めて最高裁判所に上告しました。

●基地機能の強化が進み、騒音が激化している嘉手納基地 住民の負担軽減はウソ

嘉手納基地には、パトリオットミサイルの配備に続き、最新のF22ステルス戦闘機が配備されて機能が強化されています。

さらに、政府は「負担軽減」と称して「本土」へのF15の訓練の一部を移転していますが、嘉手納町の調査によると、県外への移転は36機で、他の基地からの飛来は126機で、逆に騒音が激しくなっていることです。また、「本土」の一部訓練の移転が行われた35日間で、実に23日間は騒音が増加しています。

まさに政府の言う「住民の負担軽減」はまったくのウソです。その狙いは「米軍と自衛隊の一体化」であることは明らかです。

さらに問題なのは、日米騒音防止協定が守られずに、深夜、未明の離着陸が激増していることです。嘉手納町の調査では、米軍の活動が制限されている午後10時～午前6時までの爆音の発生回数が、2008年度は4,231回で、1996年の測定開始以来、最多だったとのこと。

周辺住民の生活を破壊し続ける爆音の激化は絶対に許すことは出来ません。

●飛行差し止めを求める最高裁へ上告した住民の闘いへの支援へ

「静かな夜を返せ」と爆音訴訟団が最高裁に上告したことにより、闘いの場は東京に移りました。今こそ首都圏で爆音訴訟団の闘いを支援する取り組みを大きく広げていく時です。多くの皆さんの集会への参加を呼びかけます。

※当集会チラシを関東ブロックのホームページ<<http://www.jca.apc.org/HHK/>>から印刷できます。

10万人署名を集めてください！

3月11日、原告らの代表者466名が国に対して、同じく20名がアメリカに対して、沖縄・嘉手納基地の夜間早朝の飛行差止等を求めて最高裁判所に上告しました。私たちは、最高裁判所に飛行差止等を認める判決を求めています。私たちの要請にご賛同下さる方は、ご署名をお寄せ下さい。皆様のご支援を、心からお願い申し上げます。

署名の集約日：（第1次集約）7月31日

署名の送付先：〒904-0014 沖縄県沖縄市仲宗根町16-6 嘉手納基地爆音訴訟団 宛

新嘉手納基地爆音差止等請求訴訟原告団・弁護団（新嘉手納訴訟ホームページから抜粋）

★署名用紙を印刷できます。<<http://kadena-bakuon.com/syomei/syomei.pdf>>にアクセスして下さい。